

都市計画法第 34 条第 2 号及び第 9 号の概要について

1 概要

(1) 周南市における都市計画法第 34 条第 2 号（区域内に存する鉱物資源、観光資源等の有効利用上必要な施設と建築等を目的とする開発行為）の立地基準については次のとおりとします。

市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為であること。

a	鉱物資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物	鉱物の採掘、選鉱その他の品位の向上処理及びこれと通常密接不可分な加工並びに地質調査、物理探鉱などの探鉱作業及び鉱山開発事業の用に供するもの、すなわち日本標準産業分類 C-1 鉱業に属する事業及び当該市街化調整区域において産出する原料を使用するセメント製造業、生コンクリート製造業、粘土かわら製造業、砕石製造業等に属する事業に係る建築物又は第一種特定工作物が該当し、鉄鋼業、非鉄金属製造業、コークス製造業、石油精製業等は該当しない。
b	観光資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物	当該観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設観光価値を維持するため必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設で、客観的に判断して必要と認められるものが該当する。
c	その他の資源	水は「その他の資源」に含まれ、取水、導水、利水又は浄化のため必要な施設が該当する。 なお、水を原料又は冷却用水等として利用する工場等は、原則として該当しないが、当該地域で取水する水を当該地域で使用しなければならない特別の必要があると認められるものは該当するものとする。

(2) 周南市における都市計画法第 34 条第 9 号（市街化区域内で建築又は建設することが困難又は不適當な施設の建築等を目的とする開発行為）の立地基準については次のとおりとします。

都市計画法第 34 条第 1 号から第 8 号の 2 までに規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適當なものとして政令（第 29 条の 8）で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為であること。政令第 29 条の 8 に規定するものは、次のとおりとする。

- ① 高速自動車国道等において、その道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置する道路管理施設
- ② 自動車の運転者の休憩のための施設（宿泊施設は含まない。）であり、いわゆるドライ

ブインで適切な規模のもの

- ③ ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド
- ④ 火薬類取締法第2条第1項の火薬類の製造所である建築物
- ⑤ 道の駅

「道の駅」登録・案内要綱（平成5年2月23日付け建設省道路局長通知）に基づき、道の駅として登録されることが確実なもので、事前に道路管理者との協議が整っているものであること。

（3）法第34条第2号、第9号に該当することにより許可を受ける場合には、次に掲げる図書を添付すること。

該当号	予定建築物等	
第2号	鉱物資源、観光資源 その他の資源の有効 利用のための建築物 等	① 都市計画法第34条該当に関する申告書（様式有り） ② 資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面（縮尺 1/2, 500） ③ 資源の利用目的、利用方法、利用対象資源の範囲、 利用規模その他業務内容について記載した書面 ④ 建築物その他施設の配置図（縮尺1/300） ⑤ 資源を利用できる権原を有することの証明書の写し
第9号	沿道サービス施設 道の駅	① 都市計画法第34条該当に関する申告書（様式有り） ② 施設の設置目的、施設の用途、施設の利用対象の範 囲、施設の規模等を明らかにした書面 ③ 予定建築物等の配置図（縮尺1/300） ④ 周辺の既存建築物の用途を明らかにした現況図
	火薬類製造所	① 都市計画法第34条該当に関する申告書（様式有り） ② 製造工程、製造能力等を明らかにした書面 ③ 予定建築物等の配置図（縮尺1/300） ④ 周辺の既存建築物の用途を明らかにした現況図

2 本基準の適用

令和7年4月1日（施行期日以降の許可分から適用）

3 問合せ先

周南市役所 都市整備部 建築指導課 開発指導担当

TEL 0834-22-8411（直通） FAX 0834-22-3707